

第4回 静岡市市民活動促進協議会（第9期） 会議録

1. 開催日時 令和6年7月3日（水） 14時から16時まで
2. 開催場所 静岡市役所新館 17階 171・172会議室
3. 出席者 （1）出席委員 山岡会長、山本副会長、大谷委員、加藤委員
川村 栄司委員、北川委員、木下委員、田中委員、
殿岡委員、久野委員
（2）事務局 市民局 武藤理事（市民自治推進課長事務取扱）
市民自治推進課 田中係長、望月主任主事

4. 傍聴者 0人

5. 内 容

（1）会議の成立及び公開

委員12名中、10名の出席があり、条例第14条第2項の規定により会議が成立していることを確認した。また、会議の傍聴及び会議録は公開するものとし、非公開とすべき事項が生じた場合に、その都度、その旨の決定することを確認した。

（2）議 事

（山岡会長）

次第に沿って進めます。「これからの市民活動センターの役割について」答申案の協議について、このうちの（1）基本的な考え方についてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局）

- ・ 答申の作成スケジュールについて説明。
- ・ 答申の構成案について説明
- ・ 第1回から第3回までの内容及び事前課題として提出された意見等について説明
- ・ 若者への意見聴取の結果について説明

（木下委員）

- ・ 6月26日に行われた委員有志による勉強会の内容についての報告

（山岡会長）

協議に入る前に確認しておきたいことはありますか。

＜委員発言なし＞

（山岡会長）

特になければ、協議に入ります。事務局から説明をお願いします。

（事務局）

- ・第4回協議会で協議を行いたい内容について説明

（山岡会長）

答申を作る方針を見据え、基本的な考え方と、それに沿った具体的な事業を分けて協議をしましょうということですが、「基本的な考え方」だけでは議論しにくく、具体的な事業があって、そこから基本的な役割や考え方が出てくるということもありますので、分けることを意識してご発言いただかなくても良いと思います。お感じになっていることを、率直にお話してください。

ここから自由に、ということですが、今までの協議を踏まえると、色々意見が出てくると思います。そこで最初に、私の方から皆さんから出していただいた意見や勉強会を踏まえて、こういうことが答申の軸になるのではないかと部分を提示させてください。あくまでも私が感じたことなので、異なる意見等がありましたらおっしゃっていただいて構いません。

まず、勉強会の中で歴史的な経緯を踏まえると、全国的に市民活動センターというのは「硬直化している」といったことを確認しました。その上で、改めて第1回、第2回で出た意見を振り返ると、委員の皆さんも同じような課題意識を持ってらっしゃると思いました。

資料3では、様々な意見を事務局の方でカテゴライズして、整理していただいておりますが、すっきりと分けられないところもあります。例えば「センターの認知度向上」という意見がありますが、なぜ認知が広がらないかという、実は変化に対応していないからではないか、とか、利用者が限定されているからではないか、とか、さまざまな視点での理由が考えられます。

資料3を見返していくと、一つ思うのは、やはり「時代の変化への対応」ということかと思います。例えば多様性ということをもう少し考慮すべきだろうという考えも時代の変化ですし、あるいは企業との繋がり、それから若者の活動への働きかけなどもそうでしょう。先ほど説明があった若者へのインタビュー結果でも、大学の社会貢献系サークルの話がありましたが、これらはセンター開館当時にはなかった動きだと思います。

それからアウトリーチ。今までは市民活動センターに様々な人や情報が集まってきたかもしれない。しかし今は、多様な活動の形態があり、実際に活動している場に出

向いていくというアプローチが求められるのも、時代の変化といえると思います。

もうひとつは、長期的、将来的な視点を持つこと。これは端的に言えば、若者へのアプローチです。今までの協議を振り返ると、若者に関する意見が色濃く出ている印象を受けます。若者へのインタビューが行われた背景もそこがあると思いますが、若い世代にどうアプローチしていくかは重要な視点だと思います。一つは、市民活動の担い手、人材育成をどうしていくのか。もう一つは、学校との連携をはじめ将来市民活動に関わる人たちへのはたらきかけや支援があるのではないかと思います。

あとは、「役割」という点に挙げてよいかわかりませんが、行政との関係についても大事な点かと思っています。現行の指定管理制度のまま、市が決めた仕様書の中で事業を行っていく形を継続していいのだろうか。委員の皆さんの意見の中には、そもそものセンターの役割の問い直しや、市と指定管理者の協働的な運営を目指すこと、市とセンターであるべき姿を確認する必要があるといったものがありました。これからのセンターの運営について、指定管理者と行政がどのような関係を結んで運営していくのかということは大事な点かと思っています。

以上のような三つの大きな軸があると感じています。一点目の変化への対応、二点目が長期的、将来的な視点、三点目が行政との関係。それぞれご意見があると思いますが、いかがでしょうか。私の意見を受け取っていただいても結構ですし、この点は違うのではないかとということでも結構です。自由にご発言ください。

（川村栄司委員）

事務局に質問ですが、協議会は本日が4回目で、これまでフリーな議論が行われてきました。そんな中、資料6で提示していただいた、市民活動センター設置条例というのを私も初めて見ました。資料6では、条例で規定されている事業に対して、仕様書に規定された具体的な事業を対比できるよう提示いただいたのですが、最初からこれを提示していただければ、1回目から具体的な協議ができたのでは、と思いました。市の意図としては、最初から具体的な提示をしてしまうと、最初から結論のような感じになってしまって、先ほど木下委員に説明していただいたような、市民活動センターの成り立ちの経緯の話や、委員の皆さんのお考え等が出てこなくなってしまうことを斟酌して、あえてこういう順番にしたという理解をしているのですが、よろしいでしょうか。

（事務局）

お見込みのとおりです。議論の進め方については、当初からあまり型にはめてしまわないよう、自由に協議していただきました。これからは答申を作成していきますので、こうした具体的な部分も少しずつお示ししていこうという状況でございます。

(山岡会長)

今回、新たに資料 6 が出てきましたが、私としては、条例上の事業に無理に当てはめて議論していく必要はないと考えます。条例上の事業に当てはめることで最終的に仕様書に反映しやすいという利点がありますが、そこにこだわりすぎる必要はなく、根本的な要因を含めて答申として挙げてよいと思っています。条例改正が必要な大きな話になるかもしれませんが、答申に強制力はありませんので、自由に発言してよいと思います。資料 6 は、今回の協議をするにあたっての、参考としての枠組みだと思っていただければよいかと思います。

(北川委員)

「時代の変化に対応」という点は、非常に重要な点だと思っています。先ほど木下委員からもご説明があった、市民活動センターの仙台モデルも、当初はきちんとしていたけれども、だんだん硬直化していく。当時は良くて、時代の流れとともに硬直化することは、これからずっとありえることだと思います。つまり、今日この場で議論を積み重ねても、おそらく 3 年後 5 年後は、またこの議論をしなければならないということです。これはずっと繰り返されていくものと予想できます。そのため、そういった時代の変化に対応する仕組みが、非常に重要だと思います。一つ一つの具体的な取組の内容を議論することは非常に重要ですが、そういった具体的なものが、時代の流れとともに変化していくような仕組みづくりが、この中で重要なことだと思っています。

また、指定管理者制度の特徴である、運営する団体の工夫や努力、独立性等がこれからは発揮していけるような仕組みが必要なのではないかと思っています。

このような仕組みが機能する体制が必要だと思っており、以前、指定管理者制度のお話をお聞きしたときに、委員の皆さんからも意見があり、私も感じたことですが、現状の契約期間である 5 年の長さは気になる点だと思います。年度ごとに事業の振り返りは行うというお話ではありましたが、やはり長期で一旦契約し、行政側もきちんとそれをやってもらわなければならないし、受託した方もそれをきちんとやらなくてはならないとなると、どうしても硬直化してしまうと思いますので、社会の変化に対する柔軟な運用、あるいは団体の努力、工夫、こういったものがどんどん損なわれていくような仕組みになっているのではないかと思います。

そのような視点だと、一つの切り口として、今の指定管理者制度の仕組みは、何らかの形で見直していくということも必要ではないだろうかと考えます。それにより、先ほどの二つの仕組みが少しずつでも改善していけば、それは時代の変化とともに少しずつ対応していけるのではないかと思います。

保健福祉長寿局の業務発注において、PFS という、成果連動型委託契約方式という仕組みがあることを聞きました。基本料金と従量料金のように、一部を基本料金とし

て支払われ、成果が出たものに対しては、成果に応じて金額をそれに上積みして支払われる構成になっています。このような契約制度も一部のところではあるとお聞きしていますので、そういった制度を利用することで、様々な団体の努力や工夫が発揮できるような仕組みというのも、生かしていけるんじゃないかなと思いました。ということで一つの切り口として指定管理者制度の話、契約の仕方みたいなのところも、もう少し今後検討してはいかかなと考えます。

（川村栄司委員）

北川委員の意見に連動するかどうかは分からないのですが、市民活動センターでも市民活動でもいいのですが、「活動のものさし」みたいなものがあれば時代の変化があっても、その都度、協議をする必要がなくなるのではないかと思います。こういう会議の場で協議することも重要なことですが、市民活動の現場にいる人たち自身が、自分たちの判断で変化に対応していける部分があればよいのではないかと思います。そのために「活動のものさし」というスローガンのものもいいのではないかと思います。民間企業でも同様なものを掲げている例もありますが、市民活動センターに應用すると、市民活動センターの職員、利用者、行政と様々な立場の人が、変化があった時にその「ものさし」に照らして判断し、動けるのではないかと思います。

時代の変化のスピードが速くなっている社会において、会議等の場で協議して手順を踏んでいると、その間にまた変化が生じるという恐れもあると思いますので、「ものさし」を一定の基準として決めておいて、会議等の場では、この「ものさし」を見直ししていくという構成が良いのではないかと思います。

例えば、「静岡市市民活動センターの誓い」というような「ものさし」を立て、その一方で市民活動促進協議会といった全体の中で協議を重ねていく。両方を機能させていけば、時代の変化に合った動きができるのではないかと思います。

（山岡会長）

センターの運営方針や指針みたいなものは存在しているのでしょうか。

（事務局）

大前提としては、静岡市市民活動促進基本計画がございます。その上で、各センターの運営方針や指針としては、指定管理者が事業計画書中に、「私たちはこういう理念のもと、市民活動センター運営します」ということを掲げています。

（山岡会長）

それは、指定管理者が考えるものですか。

（事務局）

はい。指定管理者から提案していただく事業計画書に掲げられています。

（山岡会長）

それを行政も一緒に考えることは、可能でしょうか。協働的な運営ということを見ると、そこを一緒に考えて考えることも有り得ると思います。

（事務局）

可能だと思いますが、現行の制度としては、指定管理者の創意工夫、提案内容の一部となっています。現行の指定管理者制度は、市が公募をかけ、指定管理を希望する団体が応募をしてくるという形になっていますので、公募の時点で静岡市が先に「こういうセンターにしたい」という考えを打ち出し、それに応じた提案をいただくという形が一般的です。指定管理者を決定した後に、その団体と一緒に理念を検討しようとする時間がかってしまうことや、指定管理者側が自由に考えられる部分と、市側が考えることをどこで線引きするかというところの調整は必要かと思います。

（山岡会長）

事業計画書は年度ごとに提出することになっていますよね。

（事務局）

そうです。

（山岡会長）

事業計画書について1年度ごとに協議をすることは可能でしょうか。

（事務局）

それは可能です。

（山岡会長）

北川委員のおっしゃられていた仕組みというのも大事だと思います。硬直的になってしまう理由の一つとして、仕様書の影響があると思います。仕様書に記載された内容は、その通り実施しなければならないので、指定管理者がどれだけ工夫、努力ができる仕様書にするのか。逆説的に言えば、仕様書に何を書くかよりも、何を書かないかということです。ここは重要だと思います。今回、市民活動センターが開設されてから十何年経って、初めて今回のような諮問がありました。この先も同じ頻度でしか見直しがなされないとすれば、変化に対して自発的に対応できるような仕組みは非常

に重要だと思います。

（事務局）

行政側としては成果をどう評価するかも課題だと考えています。現在は、当初に指定管理者から「ここからここまでやります」というご提案をいただいて協定を締結し、最後の行政の評価としては、その内容が履行されているかどうか、をチェックする形です。社会の動きが変化しているからと、新しい視点を行政側が追加していった場合に、指定管理者からすると、当初、約束していた内容とは違う視点で評価をされてしまうということもございます。どのように評価基準を設けるのかというのは、課題でありポイントであると感じました。

（山岡会長）

時代の変化に対応した視点を入れる際に、どのような評価指標を入れるか等についても指定管理者と協議しながら取り入れてほしいと思います。そのようなやり方はもしかしたら、制度的にはおかしいのかもしれないけど、現場に関わっている指定管理者と一緒に知恵を出し合って、「変わってきたからこのようにしていこうね」と確認し合っていくことは、協働的で理想だと思います。

（山本副会長）

評価の問題は、どうしても出てきます。成果連動型については、成果がはっきりしている分野に対しては、努力の余地が認められ大変良いと思います。ただこの協議会で何度も話題に出てくるのは、市民活動が促進されたという評価を、誰がどうやるのかという問題です。どうしても行政は、税金を投入するので、評価をしないといけないというジレンマがあると思います。

また、一つ皆さんをさらに混乱させることになってしまうのですが、資料5に出てきた近年の全国の市民活動センターのモデルとなっている仙台モデルは、神奈川県が公設公営で開設した県民活動サポートセンターを参考にしています。かながわ県民活動サポートセンターは、当時の神奈川県知事である岡崎さんのもとで開設されたものです。英断だと言われているのが、「行政職には市民活動のことはわからない。なぜなら自由な活動だから。行政は基本的に管理するという、税金を適切に使うという職命があるので、自由な活動を何もできない。だから行政は管理するのをやめよう」と言い、一度勇気を持って手放したということが原点としてあります。この時代においては画期的な考えでした。

では自由というのは、減速してしまうのも自由なのかと。市民活動が岐路に立っている時に、行政はそれをただ黙って眺めていればいいのかというのが今の問いだと思います。

います。

昔から、NPOはそもそも統制するものではありませんでした。NPO法の成立に際しても、NPOという定義も曖昧で、成果も曖昧、こうしたものを法制化すべきなのかという意見もあったのではないかと思います。それでも法制化したというのが、エポックメイキングなことでした。

市民側はこの曖昧さの上で、自分たちの活動が社会的に認められてこまてくることができましたが、国力が落ち、市民力も連動して落ちてしまう中で、これを手放すのか、というと、もう手放せないと思います。

何故なら今、NPOと協力関係にある社会になっていて、そういう人たちがより、活力を増すための仕組みが静岡市においてはどのようなものか、議論されているところです。数字ではっきり示せる評価項目や指標について、私はそもそもかなり無理だと考えます。全国で大変アカデミックに議論されていますが、それでも決定打が出てこない。それならば、チェック項目を作るのではなくて、上位目的を作るべきだと考えます。それは何であるのかというのが、ここの協議の場だと思います。そして、それを運営するにあたっては、先ほど川村さんがおっしゃったように、ビジョン・ミッション・ストラテジーのようなところだと思います。これを指定管理者と一緒に考えることは、それこそ協働だと思います。

資料5にも記載しましたが、協働というのは、受託を受けることなく、受託するための仕様書のルール自体と一緒に作ること、行政との協働がそういうことになってくると思うのですが、双方でそれを作り上げることができることだと思います。行政はオープンな姿勢で向き合い、逆に言うと、市民側もそれを議論できるだけの力が必要です。そこのとは次の問題、切り離して考えたとして、抽象的であっても、「項目を作ろう」という話ではなくて、「私たちは何を上位に置くのか」という話がここで行われるべきではないかなと、思っています。

こういう大きな話を、どう考えればいいのかという気持ちもあると思いますので、一応自分の意見を申し上げますと、資料6を改めて見ると、表の方に書いてある現行の仕様書の部分を見ると、「(2) 相談に関すること」が、「NPO法に基づく法人を立てるための事務手続きの相談」とあります。これは団体に限った内容です。次の「(3) 講座に関すること」の記載がありますが、具体的な内容が「啓発と団体の運営能力の向上」とあり、団体育成講座に限定しています。やはり団体に限定しているんだなと。(4)についても、おそらく団体同士と想定した規定になっている。この表を見る限り、やはり市民活動センターは、団体を支援するという考えの下にあるのではないかという解釈ができるかと思います。この解釈自体を変えようという話だったら、多分もう少し具体的に考えられるんじゃないかなと思っています。私個人は活動、アクション、社会を変えようとする、そういう動きを支援するものであって、団体かどうかは別だと考えます。

（山岡会長）

かつては活動している団体を支援するというのが、まさに市民活動支援だったわけですけども、今は多様な形の活動があるわけです。そういうものを視野に入れていくことを考えれば、当然団体という縛りを外す考えるのは自然かと思います。

（大谷委員）

市民活動センターの運営に関して、今までどのような評価をしているのか伺いたいのですが、今年度の市民活動センターの指定管理者の総合評価の公表はまだされていませんか。

（事務局）

総合評価は５年ごとに行いますので、本年度は市民活動センターの指定管理者は該当しておりません。

（大谷委員）

年度ごとに評価を行うというのはどういう意味でしょうか。

（事務局）

総合評価というのは５年ごと、通常は指定管理期間の最終年度に行っております。それとは別に、毎年度ごとに「年度評価」を行っており、そちらは令和５年度分のものは実施しております。

（大谷委員）

わかりました。また、「モニタリング調査」というものがあると伺いましたが、そちらの実施について、市から公表、または協議会の場での報告等ありましたか。

（事務局）

モニタリング調査については、毎年１回、市職員が、各市民活動センターへ出向いて調査項目に従って実施しています。

（大谷委員）

年度評価等の公表や協議会の場での報告はされないのでしょうか。

（事務局）

指定管理施設の年度評価については、毎年度、各施設の所管部署で行ったものを庁

内で集約して公表する形式となっています。市民活動センターの分であれば資料を準備しますので、後ほど説明させていただきます。

（久野委員）

お話を聞いていて、変化に対応するための仕組みというのは、行政側が決めすぎてはいけない。決めすぎてしまうことで、指定管理者はあれもこれもと業務が煩雑化してしまい、結果として指定管理者のなり手を減らしてしまうことに繋がるのではないかと感じました。今の業務に加えて新しいことも、というのは現実的に難しいことだと思いますので、今までとは違うことに取り組んでもらうためには、今まで行っていた業務の見直しも必要だと思います。

また、指定管理者制度そのものが良いかという点もあります。指定管理者制度が開始してから、20 年程度経過していますが、他自治体ではコスト面から指定管理者制度をやめたという例もあると聞きましたので、静岡市も同様に見直すことも検討してよいのではないかと思います。

（山岡会長）

現行の仕様書は、相当きっちりと決められていますので、それ以外のことができないという形になってしまう。そこは考えていく必要がありますね。

（田中委員）

資料 4 を読むと、彼らは、既に NPO の動かし方がわかっているので、市民活動センターを利用するとしたら、他団体との交流等を求めているようですが、おそらく自分たちでもできるのではないかと思います。

既存の市民活動センターの業務は、NPO のことが全くわからない人たちを対象にしていますが、時代は変わって、今は、自分たちで立ち上げ、運営していける状態です。そんな現状に対し、静岡市はどういう役割でやっていきたいのかという点が大事なのかなと思いました。

私も NPO を運営していますが、市民活動センターに相談する機会はほとんどありません。例えば市役所の担当課と繋がることできるとか、求めるデータがすぐに提供してもらえるとか、既に動いている NPO に対して、与えることができる知識や経験を持っていることが必要だと思いました。

（山岡会長）

自分たちで動けている人たちは、どんどん動けていますよね。ただ、そういう人ばかりではないので、自分たちだけで動けない人たちには支援の必要がある。一方、何らかの支援があれば動けるといふ人たちに十分な支援が行き届いているかという点、

そういった人たちは市民活動センターをそもそも知らないという恐れがあるということです。そのような状況を打開する一つの手段としてアウトリーチは有効かと思います。

（山本副会長）

資料5にある「中間支援における地域自治支援機能」をご覧ください。資料を作成するにあたり使用した書籍『地域コミュニティ支援が拓く協働型社会』で、著者は、NPOの中間支援は地域の自治を支援していく要になっていくべきじゃないかと言っています。地域を歩き回って、論点というか、課題を探していく人が必要なんじゃないかと、著者や事例を寄稿している方がおっしゃっています。

すぐく納得したのが、資料5の2番目にある「当事者意識の形成」についてです。本当は社会課題の真ん中にいるのに、自分がその当事者だと気がついていない方がたくさんいます。そういう方と日々話す中で、あなたには仲間がいるよ、とか、もうこれ気づいている人たちがいるよとか、あなたも声を上げられるし、仲間がいればパイロット事業といった解決への行動を起こすこともできるとか、そういう橋渡し役が必要だと思います。気づく、気づかせる、自分で動き出す力というのを授けるということが、一つの機能だというふうにおっしゃっています。

いつも頼りになる完璧な、Chat GPT のような市民活動センターは、今の時代に成立しないと思います。なぜなら、どんどん社会は動いて、色々な多様な主体と一緒にやらなきゃいけないから。完璧なセンターをつくるよりは、一緒に学べる、あなたはこんなことで困っていらっしゃる、これはきっと課題だから、もし女性問題であれば、この人に相談してみようよとか、どんどん歩き回って繋いでいける。そういうこと機能の一つじゃないかというふうにおっしゃっています。そうすると、必ずしも、困っている人が来て、解決して、戻す、のではなく、自分から行くセンターというような、基地のようなこともありうるのかなと思います。そういう今ある姿をちょっと揺るがすところから、本質に迫っていけたらなと思います。

（山岡会長）

事業の中に、情報提供や相談機能がありますが、それ自体を変えようという話ではなく、やり方を変化させることが必要だということですね。今までのようにセンターの中で、相談者等が来るのを待っているというスタイルではなく、センター職員自らが外に出ていく中で、情報や支援が必要な人を見つけ出し、必要としている層に届けるということかと思います。

（久野委員）

先日、第3回協議会で講演いただきました笠原さんがセンター長を務める菊川市市民協働センターを見学してきました。前回のお話だけでは分からなかったセンターの外観や館内の環境、雰囲気を感じることが出来ました。センターは、全面ガラス張りで、外から中をうかがうことができ、とても開かれている印象を持ちました。

また、笠原さん自身が地域の方を大勢知っていらっしゃるので、行政や地域の方から沢山相談をいただくとおっしゃっていました。例えば、誰かが「こういうことをしたい」という相談を持ち掛けたら、笠原さんのお知り合いの中から適任者をご紹介ができるというようなことが行われているそうです。笠原さんのような方がいらっしゃると、相談がしやすいでしょうし、顔の見える関係性というのが、すごく良いとおっしゃられていることが印象的でした。

もちろん、菊川市と静岡市では人口等も違うため、難しい部分もあると思いますが、なるべくセンターの職員が顔の見える関係性を沢山持つと、利用者も来やすいし、知識も頼りにしやすくなるのではないかと思います。そのためにも、センター職員が待っているだけでなく、実際に活動をしているところに積極的に関わっていくこと、普段の業務があると実際には難しいのかもしれませんが、なるべく活動をしている沢山の方たちとの関係を作れることが大事だと思います。

(加藤委員)

先ほどの仕様書について、やはり団体への支援の比重が大きいのではないかという話がある中で、そもそも市民活動センターの支援をするべき相手というのは、団体でも、利用者でもなく、静岡市民全員ではないかなと思います。

仕様書を見ると、どうしても市民活動センター内での業務や利用者の対応について書かれていることが多いのかなと思いますので、施設や利用者ありきではなく、もう少し広い視点というか、静岡市全体を見た中ででの対応を考えていかなくてはならないと思いました。

例えば静岡市民の中には、活動をしている方ではなくて、活動とまでは言えないけれど市民活動に関心を持っていたり、何かしたいという層もいると思います。まだまだ市民活動やボランティアへの関心が薄く、きっかけがあれば活動に結びつく人もいるかもしれないし、全く無関心という層もいると思うので、いろいろな層がある中で、層に応じたアプローチを考える必要もあるのではないかと思います。

また協働がすごく大事だということも思いました。もう少し行政や指定管理者と話せる機会を増やしたり、市民とセンターの職員が気軽に話せるような場があるとよいと思いました。イメージとしては、コワーキングスペースのような所や菊川市市民協働センターのフリースペースのような場所で、そこにいる人に相談してみたら、実はセンター職員だった。そこに行った際は、この人に聞けばいいんだという展開になっていけば、色々な人が足を運ぶ中で、出会えたり、交流ができるのではないかと思います。

ました。その中で、時代をキャッチできるような取組が生まれ、それを運営に反映、採り入れていく仕組みになっていけたらいいなと思います。

（山岡会長）

市民同士もですが、行政や指定管理者との関係構築も大事ですよ。そういう人たちと市民が、自由に意見交換ができるような場や機会を設けることですね。協働のための土台づくりにつながることだと思います。

（田中委員）

「硬直化している支援」を、別の言い方をすると、「一様な支援」だけをしていると利用者も限定されてしまうのだろうなと思いました。活動歴によっても違うアプローチができるといいと思いました。指定管理ではなく、例えば週ごとに各課の行政職員が窓口立って、利用者との関係をつくっていく、市民やNPOと出会う場をつくるようなことがあればよいと考えました。

（山岡会長）

行政と市民が出会うことによって、協働の機会が開かれる。そういった機会を盛り込んでいくことはいいことだと思います。

（山本副会長）

先ほどから、成果とは何だろうとずっと考えていたのですが、一つ提案として挙げたいのは、コミュニティでもプロジェクトでもチームでも問わず、とにかく何かが新しく立ち上がったなら1カウント。たとえ半年後に解散していてもよい。解散の理由は色々あると思いますが、解散したあと、また新たに立ち上がっていくのであればよいと考えます。とにかく新たに結社し、みんなが動き出すぞという気持ちになったら成果としてカウントしていく。湧き上がるように活動が始まっていく状態を作っていく姿を目指すことはどうだろうかと思いました。

（殿岡委員）

行政でも課題を抱えている人たちの数を正確に把握することは難しいと聞いています。ただ、少しでも具体的な数字を教えてもらえるような窓口があるといいです。僕らが勝手に思い込み、動いて、何か正義の押し売りのような状態になるのは避けたいと思いますので、根拠や情報を教えてくれる場所があると助かるなと思います。

（山岡会長）

現行の仕様書でも連携について言及されていますが、やはりそのやり方を変えてい

くことが必要だということかと思います。

（木下委員）

資料3を見て、「何を支援するのかを明確化する」という点は、一つのキーになるかなと思います。会長がおっしゃられたように、仕様書に何を書かないか、のようなもので、条例上の設置目的を見返した時に、市民活動そのものを促進して、活力ある地域社会を実現と言われると、どこにフォーカスを当てたらよいのか難しいと思います。仕様書は固めすぎる必要はないと思う一方、何かを評価しようとした時に、その対象が広すぎると評価しづらいと思います。一定の市民活動の中で、民間の市民活動団体でも行われていることがたくさんある中で、「公設民営でしかフォローしきれないところってここだね」「ここだけは押さえてください。」という表現をしていくのはどうかと思います。公設民営の施設として「ここはきちりとしてください」という部分を行政側から打ち出してもよいのかなと思いました。

またセンターという名称に引っ張られているという印象があります。例えば町田市では、「町田市地域活動サポートオフィス」という名称に変更した例もありますが、静岡市市民活動センターという名称は、静岡市の市民活動を背負っている印象になり、すごく市民の期待値が高まってしまうのではないかともしました。

あと一つ、すごく具体的な話になってしまいますが、静岡市の両市民活動センターは、菊川市市民協働センターと違い、受付を通らないと使用できないイメージが強くあります。また、利用の際には登録手続きが必要で、一定のハードルがありオープンなものとは真逆の印象があります。

建物の構造上、仕方がない部分もあるかもしれませんが、受付前に自由に使用できる空間が存在せず、利用者は必ず素性を明らかにしたうえで、利用しなくてはなりません。そういったスタンスの変更も検討してはどうかと思いました。

また可能性として、両センターの仕様書は原則ほぼ同様のつくりになっていますが、何を支援するのかと考えた時に、現状、立地等の条件が異なるため、そこに違いがあってもよいのかなと思います。

（山岡会長）

私も名称については変更を検討すべきだと考えます。やはり開館して10年以上が経過し、変化に対応する必要があると分かっている現状で、施設の価値が10年前と同じであると考えことはあり得ないと思いますから、その名称が変わることも必然だと考えます。

それから公設民営がサポートすべき点についてですが、これは色々ご意見があるかとは思いますが、今までの議論の中で言えば、当事者意識に関わる部分ではないかと思います。当事者意識がそもそもないとか、意識の投げかけや気づきを与えるとい

うのは、民間で十分できるかという、おそらく難しいと考えます。

それから、やはり協働です。公設民営ということで、行政と協力ができる体制にありますので、役割として行政も関わっていくということが必要かと思います。

（事務局）

先ほどの大谷委員からご質問のありました、年度評価の報告をさせていただきます。静岡市では様々な施設が指定管理制度を導入していますが、年度評価については、共通の評価シートを用いて行っています。評価シートは「履行状況」「利用者からの意見や要望に対する対応状況」「利用者アンケートへの対応の評価」「指定管理者の経理の状況」「総括的な評価」という5項目で構成されています。

令和5年度の市民活動センターについて申し上げますと、履行状況は、番町市民活動センターにおいては、利用者満足度90%の目標に対して実績91.7%、利用者人数は、およそ3万1000人、利用登録団体は916団体となっております。また人員配置は正規1人、嘱託職員・パート2人、アルバイト7人です。また仕様書で講座を7回以上開催することになっていますが、実績としては13回開催していること等を記載しています。

利用者からの意見や要望に対する対応状況では、番町市民活動センターは駐車場が少ないというご意見が多いので、大きなイベントあるときは利用者に事前に周知するといった対応をしているといったことを記載しています。

利用者アンケートへの対応の評価では、講座の参加者に対してアンケートを実施しており、講座の内容等への満足度を測っています。そちらの満足度は91.7%でした。

経理の状況は、収支報告書を提出いただき、予算と比較し大きな変動がないか確認をしております。

総括的な評価は、個人情報漏洩といった事務事業事故の発生の有無や、前年度に実施されたモニタリング調査の際の指摘事項の改善結果等を報告しておりますが、市民活動センターについては、該当がなく、全体を通して良好な運営がなされていると評価しております。

清水市民活動センターについても評価項目は同じで、利用者満足度については、93.8%、事務事業の事故等も発生しておらず、番町市民活動センター同様に良好な運営がなされていると評価しています。

基本的に仕様書や事前に指定管理者からご提案いただいた内容がその通り履行できていたかどうか、年度の評価になっております。

（山岡会長）

本日出てきた意見を少し整理します。

まず冒頭に私がいくつか軸となるだろう意見をお伝えしましたが、この項目の出し

方が良いかどうかは別として、概ね皆さんが共通して感じておられる点ではないかなと思いました。

まず、時代の変化への対応について、どう対応していくかということではなく、対応できる仕組みをつくる必要があるというご意見が冒頭にあり、それは仕様書の形式や内容に関わるだろうという確認ができました。また変化への対応ということ言えば、市民活動の促進の仕方についても変化が求められるだろうという意見が出ました。例えば、現行の仕様書では活動団体を支援するということになっていますが、活動そのものを支援する、もしくはそういう活動をしてみたいと思っている人を支援するといった話もありました。これらについて言えば、活動が多様になっているがゆえに、支援方法のバリエーションも必要になってくるという点かと思います。

また協働や、連携交流の促進をする点についても、もっとダイレクトかつ具体的な協働の促し方があるのではないだろうかという意見がありました。交流という点に関し言えば、入りやすい、分かりやすいセンターの利用方法もありました。市民同士だけではなく、行政や市民活動関係者を交えて自由に意見交換やオープンで話ができるような機会を設けるといった提案もありました。

評価の点について言えば、活動のどこに焦点を当てて評価をしていくべきかというご意見がありましたし、こういったやり方を変えていこうという状況の中で、10年以上同じ名前を掲げているのはどうだろうという意見もありました。

若者への支援という話は、個別具体的には出てきませんでしたけれども、若者の活動の仕方が、従来の市民活動とはまた違う形で行われるというのは先ほどのインタビューの報告にもあった通りですので、やはり必須事項かと思います。

（山本副会長）

資料6に記載されています、静岡市市民活動センター設置条例を改めて見ると、私たちの協議内容と大きなずれは無いなという印象です。条例の中で、市民活動センターの設置目的について、市民活動を促進することにより活力ある地域社会の実現と謳っています。静岡市は、市民の自由な営みを支援する、と、明言していることは一番大事なことだと思います。第3条の事業についても、包括的な表現に留まっており、十分に私たちの協議と合致していくことが可能だと思います。

ただし、事業の比重が違う。現行では「(5) 市民活動のための施設の提供に関すること」に対する比重が大きく感じますが、時代の変化を鑑みれば、「(1) 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること」について、もっと比重を置いてもらいたいなと思います。また「(2) 市民活動に関する相談に関すること」については、相談だけでなく、協働も加わってほしいと思いますし、「(4) 市民活動を行うもの相互の間及び市民活動を行うものとの関係機関、団体等との間の連携及び交流の促進に関すること」については、現在は市民活動を行っている人たちだけの話になってしまっ

ているので、今はまだ市民活動に取り組んでいない人たちにもリーチしていくことを加味されていけば、理想的なものになっていくのかなと思いました。

（事務局）

少し事務局から補足をさせていただきますと、センター設置条例の背景には、静岡市民活動の促進に関する条例というのがまずあります。さらに上位の位置づけとして、自治基本条例というものが、市の最高規範という扱いで制定されております。

そこには、静岡市としてのまちづくりの理念が書いてありますが、「市民自治によるまちづくり」と掲げておりまして、まさに自治という言葉、市民自治によるまちづくりができるように、静岡市はさまざまな人材養成の機会の確保や、市民の声を聞くための機会の確保というのを規定しております。

そういった流れからも、今ご議論いただいている内容も、この条例からのずれはないのかなという印象を持ちました。

今後ですが、今日頂いた意見を含めて、答申の文章化を事務局で進めてまいります。今後の協議会の開催数も限られるため、事前のメールでのやり取りも含めて進めさせてもらえたらと思っています。

（山岡会長）

それでは、本日の協議は以上になります。ありがとうございました。

会議録署名人

会長
